

特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費者委員会への諮問について
(銀行法の改正に伴うもの)

平成 30 年 4 月
消費者庁

1. 諮問の背景

- 情報通信技術の進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連 I T 企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、第 193 回国会において、銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）（以下「改正銀行法」という。）が成立し、平成 29 年 6 月 2 日に公布された。
- 改正銀行法による改正後の銀行法第 2 条第 17 項において電子決済等代行業が規定された。これは、これまで法的位置付けが不安定であった電子決済等代行業者（いわゆるフィンテック企業の一つ）¹を登録制とし、さらに利用者保護のための措置等を講ずることにより、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度的枠組みの整備を図るものである。

2. 諮問事項（特定商取引法施行令の改正（適用除外の追加））

- 特定商取引法においては、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売（以下「訪問販売等」という。）に係る取引を行う購入者等の利益を保護することができるものと認められる場合は、訪問販売等の各規制の適用除外としている。
- 適用除外については、以下 2 点が満たされているかどうかという観点から判断を行っているところである。
 - ① 消費者保護のための規制が整備されていること。
 - ② 当該規制に違反した場合の是正措置（業務停止命令等）が整備されており、消費者保護のために是正措置の発動が見込まれること。
- 改正銀行法に規定する電子決済等代行業は、以下の理由により、上記の①及び②を満たすものと考えられる。

¹ 電子決済等代行業者に該当することが想定される者の例としては、株式会社マネーフォワード等が挙げられる（同社の提供するスマートフォン用の家計簿アプリ「マネーフォワード」は、顧客の銀行口座やクレジットカードの情報を一元管理し、顧客がアプリを通じて銀行口座への出入金等を行うことができる。）。

① 電子決済等代行業者が電子決済等代行業を行う際は、あらかじめ、利用者に対して電子決済等代行業者の名称や住所、苦情又は相談に応ずる営業所の連絡先等を明らかにしなければならないこととされている²。また、電子決済等代行業に関し、利用者に対する誤認防止のための情報提供、利用者情報の安全管理、第三者に業務委託する場合の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととされている³。これらのことから、消費者保護のための規制が整備されているといえる。

② 電子決済等代行業者は内閣総理大臣による登録制とされ⁴、内閣総理大臣は電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者の登録を拒否しなければならないこととされている⁵。また、内閣総理大臣は電子決済等代行業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとき等は、業務改善命令⁶又は登録の取消し⁷を行うことができることとされていることから、消費者保護のために是正措置の発動が見込まれるといえる。

○ 以上より、改正後の銀行法第2条第18項に規定する電子決済等代行業者が行う電子決済等代行業については、特定商取引法の適用除外とするための基準を満たすものといえる。したがって、特定商取引法施行令を改正し、特定商取引法の適用除外とするための措置を講じることとしたい⁸。

○ また、改正銀行法により、特定商取引に関する法律施行令政令別表第2に掲げられている下記の法律においても電子決済等代行業と同様の事業（特定信用事業電子決済等代行業等）が規定されたことから、これらについても併せて特定商取引法の適用除外とするための措置を講じることとしたい（改正内容は別紙参照）。

- ① 農業協同組合法（昭和23年法律第132号） （政令別表第2第4号）
- ② 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） （政令別表第2第7号）
- ③ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）
（政令別表第2第8号）
- ④ 信用金庫法（昭和26年法律第238号） （政令別表第2第18号）

² 改正銀行法第52条の61の8第1項

³ 改正銀行法第52条の61の8第2項

⁴ 改正銀行法第52条の61条の2

⁵ 改正銀行法第52条の61条の5第1項第1号ロ

⁶ 改正銀行法第52条の61の16

⁷ 改正銀行法第52条の61の17

⁸ 金融庁が取りまとめる政令案において特定商取引法施行令の改正も行う。

- ⑤労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）（政令別表第 2 第 22 号）
- ⑥農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）（政令別表第 2 第 44 号）
- ⑦株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）
（政令別表第 2 第 47 号）

○ 特定商取引法第 64 条第 1 項の規定により、適用除外に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会（経済産業省）へ諮問することとなっているところ、上記改正内容について、消費者委員会の御意見を伺いたい。